

「かながわ青少年育成・支援指針」の改定について

1 指針改定の経緯と趣旨

- 県では、青少年の育成と自立への支援を、県民全体の理解と協力と責任の下で進めていくための共通の道しるべとして、また、総合的な青少年施策の一層の推進を目的として、平成 17 年 3 月の「かながわ青少年育成指針」を策定、平成 22 年 12 月には、子ども・若者育成支援推進法の施行等を踏まえ「かながわ青少年育成・支援指針」として改定し、平成 28 年 3 月には、青少年施策をとりまく状況の変化に対応するため、改定した。
- 現行の指針は、計画期間を 5 年間（平成 28 年度から令和 2 年度まで）としているが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、計画期間を延長し、令和 4 年度までとし、青少年を取り巻く社会状況の変化や国の「子供・若者育成支援推進大綱（令和 3 年 4 月）」を踏まえ、計画期間を令和 5 年度から 8 年度までとする改定を行う。

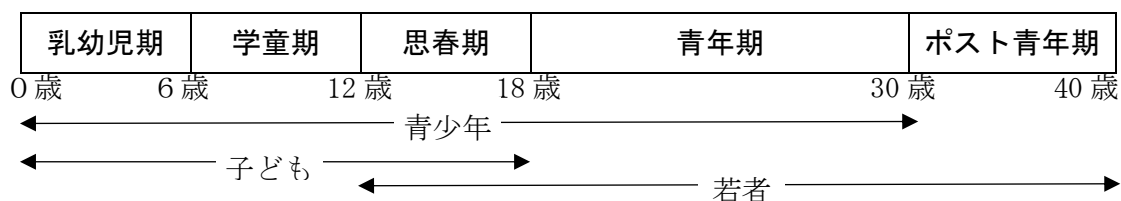
2 指針の位置付け

- 県の青少年施策の基本となる指針として、基本目標、具体的施策、推進体制等を総合的かつ体系的に定め、施策の効果的な推進を図るとともに、子ども・若者の現状や施策の取組み状況を把握する。
- 家庭を中心に、学校、地域、事業者、関係団体等すべての県民が責任を自覚し、相互に協力・連携して子ども・若者への支援を進めていくための共通の道しるべとする。
- 子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 1 項に基づく都道府県計画とする。
- 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画とする。

3 指針の対象

- 指針の対象は、乳幼児期から青年期まで（0～30 歳未満）とする。
- ひきこもり等の支援など施策によっては、40 歳未満のポスト青年期も対象とする。

（指針の用語）



4 子ども・若者をとりまく現状と課題

(1) 子ども・若者の状況

ア 自己肯定感

日本の若者は、諸外国の若者と比べて、自分自身に満足していたり、自分に長所があると感じていたりする者の割合が最も低くなっている。

イ 他者との関わり方

- ・ 家族や親族及び、学校で出会った友人と、会話等を良くしており、困ったときに助けてくれると感じるとともに、悩み事の相談先にもなっている。
- ・ 「携帯電話等をどのような目的で使うことが1番多いか」という質問に、LINEやSNSを利用する中学生は35.5%、高校生は46.4%で、携帯電話等はコミュニケーションのツールとなっている。

ウ 就職や結婚の状況

- ・ 県の若年者の完全失業率は、近年改善傾向にあったが、2020年には上昇に転じるとともに、若年無業者（15～34歳）の割合が2019年の2.2%から2020年には2.8%と増加しており、コロナ禍の影響が懸念される。
- ・ 県の生涯未婚率は、1980年から2015年の35年間で男性は約8倍、女性は約3倍に増えている。

(2) 支援を必要とする子ども・若者の状況

ア 子ども・若者の意識

- ・ 「今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験があったと思いますか」という質問に対する回答は、「あった」又は「どちらかといえばあった」と回答した者の割合は49.3%であった。その経験の理由については、人付き合いが苦手、何事も否定的に考えてしまった、悩みなどを相談できなかったなど、自分自身の問題の影響が特に強いと思っている者の割合が高い。
- ・ 「悩み事や困ったことがあるとき、それを解決、改善する方法について、どのように調べていますか」という質問に対する回答は、高い順に「インターネットで検索する」(58.5%)、「家族や親せきに相談する」(34.5%)、「友人・知人に相談する」(34.1%)、「掲示板やSNSで解決方法を質問する、募集する」(15.0%)だった。
- ・ 「公的な支援機関や専門家から支援を受ける場合に、どのような形で支援を受けたいと思いますか」という質問への回答については、高い順に「メールで相談する」(30.8%)、「SNSで相談する」(26.4%)、「電話で相談する」(22.6%)、「施設に通って相談する」(21.0%)

であった。

イ 家庭

- ・ 県の児童虐待の相談対応件数は、増加傾向が続いている。
- ・ 全国の18歳未満の子どもの相対的貧困率は、13.5%なのに対し、ひとり親家庭の貧困率は48.1%で、特に経済的に困窮していることがうかがわれる。
- ・ 県の令和2年度のひきこもり相談の実績の年齢構成は、20歳代が40.3%、30歳代以上が46.6%となっている。また、問題発生から相談に至るまでの期間は、6か月以内が20.7%、次いで、10年超が19%で、長期化している状況がうかがわれる。
- ・ 令和2年中に警察で取り扱った県内の自殺者数は1,269人（前年に比べ193人増加）となっている。19歳以下、20歳代の自殺者数はそれぞれ44人、178人でその合計は全体の約17.5%を占めている。また、20歳代は前年の118人から約1.5倍増加しており、若年層の自殺が増えている。

ウ 学校

- ・ 特別支援教育を受ける者は増加傾向にあったが、令和2年度は前年より減少している。また、外国籍児童・生徒数が増加している。
- ・ 暴力行為の発生件数は小・中・高等学校で増加しており、いじめ認知件数、不登校児童数は県の小・中学校で増加している。

(3) 子ども・若者をはぐくむ家庭や地域の状況

ア 家庭

- ・ 家庭においては、夫婦と子どもからなる世帯の割合が減少し、ひとり親と子どもからなる世帯の割合が増加し、子育てに祖父母や配偶者の協力を得ることが難しい状況が生じている。

イ 地域

- ・ 本県の0歳から29歳までの人口は、2,520,993人（男1,302,154人、女1,218,839人）で、総人口の27.5%になる。昭和30年には61.4%と過半数を占めていたが、その後減少を続けている。
- ・ 令和2年度の県民ニーズ調査では、「青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きい」とする人が64.1%なのに対し、「今後10年くらいの間に、地域の大人が青少年の健やかな成長に責任を持つようになっている」にそう思うと回答した人は13.7%となっている。

- ・ 本県の子ども会の団体、指導者、会員数ともに、年々減少している。

5 指針の改定にむけた考え方

指針の改定にあたっては、神奈川県青少年問題協議会意見及び国の「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえ、検討を進める。

(1) 指針の名称

指針の名称について、以下の考え方から変更について検討する。

- ・ 指針の対象は、乳幼児期から青年期まで（0歳から30歳未満）を「青少年」としているが、施策によっては、青年期を過ぎた「ポスト青年期」の者も対象としてきた。

指針の対象をより明確にするため、乳幼児からポスト青年期までを包含する「子ども・若者」を指針の名称に用いる方向で検討する。

- ・ 青少年を育成する視点から、子ども・若者が社会の主役として生きていくために、社会が支援するという視点を明確にするため、「育成」の表現を削除する方向で検討する。

【名称】

<現行>

かながわ青少年育成・支援指針

<改定の例>

かながわ子ども・若者支援指針

(2) 目標とする社会

「目標とする社会」の考え方として以下の視点を盛り込む方向で検討する。

- ・ 子ども・若者が社会の主役として生きていくという視点。
- ・ 子ども・若者が本来持つ、生きる力を尊重し、主体的に生きること（本人が希望する生き方）を実現できるよう支援する視点。
- ・ 人生100年時代の中で、多様な生き方を尊重し、ともに生きる社会づくりを進める視点。

【目標とする社会】

<現行>

青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援

<改定の例>

- ・ 子ども・若者の生きる力を尊重し、自立・参加・共生をはぐくむ社会
- ・ 子ども・若者の生きる力を尊重し、全ての世代が育ち合い、ともに生きる社会
- ・ 子ども・若者が生きる力を発揮し、主体的に生きることを支援する社会

(3) 基本目標

現行指針の基本目標については、①自己形成への支援、②相談・支援、③社会環境の整備の3つの観点から設定されている。改定指針においても、同様の観点から3つの基本目標を設定する方向で検討する。

(7) 基本目標Ⅰの考え方（自己形成への支援）

- ・ 全ての子ども・若者が多様な学びを得る機会の提供及び自ら考え選択して生きていける支援を行い、子ども・若者の生きる力をはぐくむ。
- ・ 自立が孤立にならず、適度に人に依存できる力を持ち、ともに助け合っていくことができる力をはぐくむ。

【基本目標Ⅰ】

<現行>

すべての青少年の健やかな成長と自立・参加・共生に向けた支援

<改定の例>

- ・ 子ども・若者の生きる力をはぐくむための支援
- ・ 子ども・若者の生きる力をはぐくむ機会づくりと支援

(4) 基本目標Ⅱの考え方（相談・支援）

- ・ 現行指針では「困難を有する青少年」と表現しているが、困難な状況とそうでない状況は地続きであると認識し、全ての子ども・若者にとって必要な相談・支援の場を用意することが大切である。
- ・ 困難な状況になる前の予防的な支援の場となる居場所及び、ピア・サポートによる支援、相談における SNS の活用など、子ども・若者に寄り添った安心・安全な相談・支援の場が必要である。
- ・ 子ども・若者が自ら、相談・支援の場につながることは難しい。子ども・若者が主体的に相談・支援を求められるようにすることが必要である。

【基本目標Ⅱ】

<現行>

困難を有する青少年の社会的自立の支援

<改定の例>

- ・ 子ども・若者とその家族に寄り添った相談・支援
- ・ 子ども・若者とその家族に関する相談・支援体制の充実

(ウ) 基本目標Ⅲの考え方（社会環境の整備）

- ・ 社会全体が、子ども・若者の育つ環境に関心を持ち、地域社会づくりをしていくことが大切である。
- ・ 子ども・若者・大人が地域の中で出会い、共に育ち合い、活躍の場をみつけられる環境づくりが大切である。
- ・ 子ども・若者と大人は、社会を構成する対等なパートナーと考え、子ども・若者自身が社会へ関心を持ち、社会環境の整備に取り組む主体となることを、社会全体が意識していくことが大切である。

【基本目標Ⅲ】

<現行>

社会全体で青少年をはぐくむ環境づくり

<改定の例>

- ・ 社会全体で子ども・若者をはぐくむ環境づくり
- ・ 社会全体で子ども・若者を支える環境づくり

(4) 施策の方向と施策の展開

現行指針では、3つの基本目標を実現するため、13の施策の方向とそれに対応する具体的な施策の展開を示している。

改定指針における施策の方向と具体的な施策の展開については、神奈川県子ども・青少年みらい本部青少年総合対策部会（庁内会議）構成課等に改定指針に位置付ける事業を照会し、整理する。

(5) 指針の進行管理

- 国の大綱では、大綱に基づく施策全体の点検・評価に当たり、子供・若者の生育状況等に関する各種指標を「子供・若者インデックス」と名づけ、それらを整理し、可視化したデータ集として「子供・若者インデックスボード」を作成した。
- 本指針においても、国の指標を参考に、指針の進行管理について検討する。
また、各年度において、指標を含めた県の子ども・若者の現状、施策の実施状況を「神奈川青少年白書」として取りまとめ、公表する。

6 今後のスケジュール（予定）

令和4年6月 第3回定例会厚生常任委員会に改定骨子（案）を報告

9月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定指針素案を報告
パブリックコメントを実施

令和5年2月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定指針（案）を報告

3月 指針を改定